

福島市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 17 号

福島市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島市老人福祉法施行細則（平成 6 年規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

様式第 11 号から様式第 13 号まで、様式第 21 号、様式第 37 号及び様式第 38 号を次のように改める。

様式第11号（第3条関係）

様式第11号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

福島市福祉事務所長 印

措置開始通知書

老人福祉法による措置を下記のとおり開始します。

記

1 措置の種類（老人福祉法第11条第1項第1号から第3号までの措置）

2 措置の開始時期

年 月 日

3 措置する施設名又は養護を委託する者の氏名

4 費用徴収額（月額）

本人分（月額） 円

扶養義務者分（月額） 円

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福島市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市を代表する者は福島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第12号（第3条関係）

様式第12号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

福島市福祉事務所長 印

措 置 変 更 通 知 書

老人福祉法による措置を下記のとおりに変更します。

記

1 措置変更の内容（老人福祉法第11条第1項第1号から第3号までの措置）

2 措置変更の時期

年 月 日

3 措置変更した理由

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福島市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市を代表する者は福島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第13号（第3条関係）

様式第13号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

福島市福祉事務所長 印

措置廃止(停止)通知書

年 月 日付第 号により決定通知した老人福祉法による措置を
廃止（停止）します。

記

1 廃止（停止）した措置の種類

2 措置廃止の時期

年 月 日

3 措置停止の時期

年 月 日から

年 月 日まで

4 理由

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福島市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市を代表する者は福島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第21号（第6条関係）

様式第21号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

福島市福祉事務所長 印

養 護 委 託 書

老人福祉法第11条第1項第3号の規定による措置について、下記の者の養護を委託します。

記

1 被措置者名

生年月日

住所

2 本籍地

筆頭者

3 措置開始年月日

4 措置実施機関の参考意見

様式第37号（第21条関係）

様式第37号(第21条関係)

年 月 日

福島市長

主たる事務所の所在地
設置者
名称及び代表者の氏名
電話番号

養護老人ホーム設置認可申請書

養護老人ホームの設置の認可を受けたいので、老人福祉法施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営の方針
- 4 入所定員
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設の長その他主な職員(施設の管理に当たる者、生活指導員、看護師及び栄養士若しくは管理栄養士)の氏名及び経歴
- 7 事業開始の予定年月日

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 付近見取図、配置図、平面図及び立面図並びに室別面積表
- (3) 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (4) 医療法第7条第1項に基づく診療所設置許可証の写し
- (5) 協力医療機関を確認できる書類
- (6) 施設の長その他主な職員の資格証明書

様式第38号（第21条関係）

様式第38号(第21条関係)

年 月 日

福島市長

主たる事務所の所在地
設置者
名称及び代表者の氏名
電話番号

特別養護老人ホーム設置認可申請書

特別養護老人ホームの設置の認可を受けたいので、老人福祉法施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 福島市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第7条（第48条において準用する場合を含む。）、第34条（第52条において準用する場合を含む。）に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
- 4 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 5 職員の勤務の体制及び勤務形態
- 6 福島市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第27条第1項（第42条、第48条又は第52条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（同条例第27条第2項（第42条、第48条又は第52条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
- 7 施設の長その他主な職員（施設の管理に当たる者、生活指導員、看護師及び栄養士若しくは管理栄養士）の氏名及び経歴
- 8 事業開始の予定年月日

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 付近見取図、配置図、平面図及び立面図並びに室別面積表
- (3) 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (4) 医療法第7条第1項に基づく診療所設置許可証の写し
- (5) 協力医療機関を確認できる書類（協力歯科医療機関があるときは、これを確認できる書類も添付すること。）
- (6) 施設の長その他主な職員の資格証明書

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。